

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月29日
【会社名】	富士フイルムホールディングス株式会社
【英訳名】	FUJIFILM Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中嶋 成博
【本店の所在の場所】	東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 経理グループ長 稲永 滋信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番3号
【電話番号】	03(6271)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 経理グループ長 稲永 滋信
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 246,790,960円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	137,488株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成25年1月29日開催の取締役会決議によります。なお、当該自己株式の処分は、当社の完全子会社である富士フィルム株式会社の完全子会社である富士フィルムイメージングシステムズ株式会社が、同社の子会社である株式会社フジカラープロフォトセンターとの間で、当社普通株式を対価とした株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施するためのものであります。富士フィルムイメージングシステムズ株式会社及び株式会社フジカラープロフォトセンターは、それぞれ平成25年1月29日開催の取締役会にて本株式交換の実施を決議しております。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	137,488株	246,790,960	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	137,488株	246,790,960	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,795	-	1株	平成25年3月13日(水)	-	平成25年3月14日(木)

(注)1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。
- 払込期日までに、当社及び割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
富士フィルムホールディングス株式会社 経営企画部	東京都港区赤坂九丁目7番3号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
246,790,960	-	246,790,960

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

## (2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、当社グループの連結経営強化の一環で、富士フィルムイメージングシステムズ株式会社が株式会社フジカラープロフォトセンターの完全子会社化を行う際に実施する、当社普通株式を用いた株式交換を目的とするものであります。したがって、本自己株式処分により調達する、差引手取概算額246,790,960円については、使途を特定せず、平成25年3月以降業務運営に資するため運転資金に充当する予定であります。

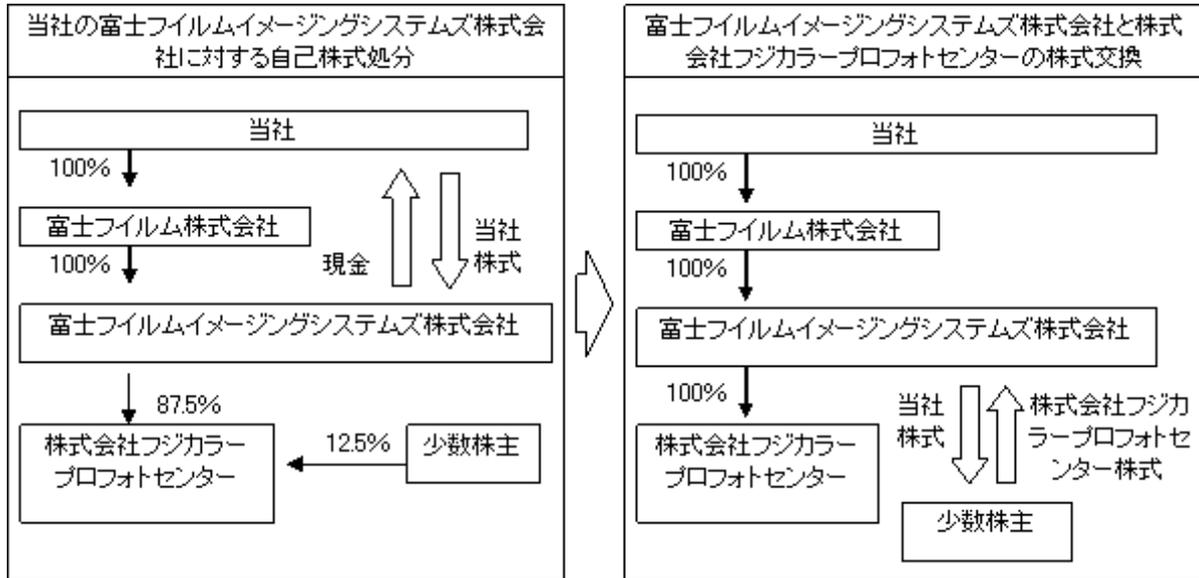
## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集に関する特別記載事項】

当社グループは、電子映像・写真関連等のイメージング製品の国内販売を担っている富士フィルムイメージングシステムズ株式会社の営業写真業者向け写真プリント・アルバム事業において、生産と販売の連携を強化し、市場の期待に迅速に応える体制構築を目指し、平成25年3月22日を効力発生日とする本株式交換により、同社の子会社であり、同事業の生産機能を担う株式会社フジカラープロフォトセンターを同社の完全子会社とすることいたしました。

富士フィルムイメージングシステムズ株式会社及び同社の完全親会社である富士フィルム株式会社は非上場会社であるため、本株式交換の対価として上場会社である当社の普通株式を割り当てることとし、当社は本株式交換に先立って富士フィルムイメージングシステムズ株式会社に対し自己株式を割り当ていたします。



## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

## a. 割当予定先の概要

名称	富士フィルムイメージングシステムズ株式会社	
本店の所在地	東京都品川区西五反田三丁目6番30号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 小島 正彦	
資本金	100百万円	
事業の内容	電子映像・写真等のイメージング製品の販売 ビジネスユースに関連した画像・情報サービスの提供	
主たる出資者及びその出資比率	富士フィルム株式会社	100%

## b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している主たる出資者の株式の数	1,000株(発行済株式総数の100%)
	主たる出資者が保有している割当予定先の株式の数	3,000株(発行済株式総数の100%)
	割当予定先が保有している当社の株式の数	0株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

## (2) 割当予定先の選定理由

当社グループは、イメージングソリューション、インフォメーションソリューション、及びドキュメントソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

持株会社である当社のもと、グループの中核をなす事業会社である富士フィルム株式会社が、写真関連のフォトイメージング及びデジタルカメラ関連の電子映像ビジネスを含むイメージング事業を推進しており、同社の完全子会社である富士フィルムイメージングシステムズ株式会社が、国内において同事業の基盤領域である個人・ビジネス顧客に対する写真・映像に関する製品・サービス事業を運営しております。

電子映像・写真等のイメージング製品の国内販売を担う富士フィルムイメージングシステムズ株式会社は、営業写真業者向け写真プリント・アルバム事業において、生産と販売の連携を強化し市場の期待に迅速に応える体制構築を目指して、今後の事業環境の変化に合わせた柔軟かつ機動的な意思決定及び諸施策の実行を可能とするため、同社の子会社であり、同事業の生産機能を担う株式会社フジカラープロフォトセンターの完全子会社化を実施いたします。

富士フィルムイメージングシステムズ株式会社及び同社の完全親会社である富士フィルム株式会社は非上場会社であるため、本株式交換の対価として、富士フィルム株式会社の完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとし、当社は、富士フィルムイメージングシステムズ株式会社を本自己株式処分の割当予定先として選定いたしました。

## (3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 137,488株

#### (4) 株券等の保有方針

割当予定先は、割り当てられた当社の株式全てを本株式交換の対価として使用する予定です。また、当社は割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間に於いて、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、及び当社が当該報告内容を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に報告し、当該内容が公衆の縦覧に供されることに割当予定先は同意する旨の確約書を締結する予定です。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は直近第3四半期(平成25年3月期)において、払込みに必要かつ十分な現金を有していることを当該会社の財務諸表から売上高、総資産、純資産、現金及び預金の状況等により確認しております。なお、直近第3四半期(平成25年3月期)における割当予定先の売上高は42,968百万円(平成24年4月1日から平成24年12月31日)、総資産、純資産、現金及び預金の額は、それぞれ、25,130百万円、10,014百万円、2,940百万円(以上、平成24年12月31日現在)となっております。

#### (6) 割当予定先の実態

割当予定先は、当社の完全子会社である富士フィルム株式会社の完全子会社であります。当社では、富士フィルムグループ全体として、「富士フィルムグループ行動規範」で、「わたしたちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除する姿勢を持ち、これらの勢力や団体を利する行為はしません。」と宣言し、将来にわたっても順守することを誓約しております。以上から、当社は、割当予定先及びその役員は特定団体等又はその関係者には該当しないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額の算定につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社普通株式の市場価格を基礎としました。

処分価額は、本自己株式処分に関する取締役会決議の前日までの直近1ヵ月間(平成24年12月29日から平成25年1月28日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である1,795円(円未満切捨て)といたしました。なお、上記の直近1ヵ月の当社普通株式の終値の平均値を採用した理由は、特定の一時点の値を基準とするのではなく一定期間の平均値を算定することで、株価が平準化され、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、さらに、なるべく自己株式処分と時間的に近接した期間の平均値を採用することで、算定根拠としての客観性及び合理性を確保できると判断したためです。

当該処分価額1,795円につきましては、本自己株式処分に関する取締役会決議の前日(平成25年1月28日)における当社普通株式の終値1,848円との乖離率が2.9%(小数点以下第二位を四捨五入)、直前3ヵ月間(平成24年10月29日から平成25年1月28日)における当社普通株式の終値の平均値1,564円との乖離率が+14.8%(小数点以下第二位を四捨五入)、直前6ヵ月間(平成24年7月29日から平成25年1月28日)における当社普通株式の終値の平均値1,456円との乖離率が+23.3%(小数点以下第二位を四捨五入)となっており、特に有利な処分価額には該当しないと判断しております。本自己株式処分の処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿ったものであります。

なお、上記処分価額につきましては、監査役5名(うち3名は社外監査役)全員が本自己株式処分に係る取締役会に出席し、特に有利な処分価額に該当しない旨の意見を表明しております。

### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株式の合計は137,488株であり、当社発行済株式総数514,625,728株に対し0.03%(小数点以下第三位を四捨五入)(平成24年9月30日時点の総議決権数4,812,809個に対して0.03%(小数点以下第三位を四捨五入))と小規模であるため、株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株式処分を実施し、富士フィルムイメージングシステムズ株式会社の子会社(株式会社フジカラープロフォトセンター)を完全子会社化することにより、当社の連結経営体制がより一層強化され、当社の企業価値向上に資するものと考えられます。よって、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決数 の割合
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	36,053	7.49%	36,053	7.49%
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	29,923	6.21%	29,923	6.21%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁 目 6 - 6	20,190	4.19%	20,190	4.19%
ステートストリートバン クアンドトラストカンパ ニー (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	アメリカ合衆国ボストン (東京都中央区日本橋三丁 目11 - 1)	11,340	2.35%	11,340	2.35%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海 銀行東京支店)	オーストラリア シドニー (東京都中央区日本橋三丁 目11 - 1)	10,750	2.23%	10,750	2.23%
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口9)	東京都中央区晴海一丁目 8 - 11	10,606	2.20%	10,606	2.20%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁 目 1 - 2	10,478	2.17%	10,478	2.17%
モックスレイ・アンド・ カンパニー・エルエル シー (常任代理人 株式会社 三井住友銀行)	アメリカ合衆国ニューヨー ク (東京都千代田区大手町一 丁目 2 - 3)	9,541	1.98%	9,541	1.98%
三井住友海上火災保険株 式会社	東京都中央区新川二丁目27 - 2	8,600	1.78%	8,600	1.78%
三井住友信託銀行株式会 社 (常任代理人 日本トラ スティ・サービス信託銀 行株式会社)	東京都千代田区丸の内 1 丁 目 4 - 1 (東京都中央区晴海一丁目 8 - 11)	8,443	1.75%	8,443	1.75%
計	-	155,927	32.39%	155,927	32.39%

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

2 上記のほか、当社所有の自己株式32,914,880株(平成24年12月31日現在)は、割当後32,777,392株となります(平成25年1月1日以降の単元未満株式の買取り及び売渡し分は考慮していません。)

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第116期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月29日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第117期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月14日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年1月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年1月29日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成25年1月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

富士フイルムホールディングス株式会社 本社  
（東京都港区西麻布二丁目26番30号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）  
株式会社名古屋証券取引所  
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。